

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)				備考	
							概要又は名称	様式4 <small>【ファイル番付】</small>	合計期間	経由機関	(日)	協議機関		(日)
3条_水1	水産林政部	地方振興事務所	漁港管理条例	キョウカンリシヨクレイ	6-1	危険物等の積み込み等の許可	漁港管理条例施行規則第3条	61401	30	—			15	
3条_水2	水産林政部	地方振興事務所	漁港管理条例	キョウカンリシヨクレイ	10-1	漁港施設に定着する工作物の新築等の行為の許可	漁港管理条例関係事務処理要領第7	61402	30	—			15	
3条_水3	水産林政部	地方振興事務所	漁港管理条例	キョウカンリシヨクレイ	12-4	使用料の全部又は一部の免除	漁港管理条例関係事務処理要領第10	61403	30					
3条_水4	水産林政部	地方振興事務所	漁港管理条例	キョウカンリシヨクレイ	12の2-2	土砂採取料等の免除	漁港管理条例関係事務処理要領第10	61404	30					
3条_水5	水産林政部	地方振興事務所	海岸占用料等条例	カイカンセンヨクリョウトクジヨクレイ	6	海岸占用料等の減免	海岸占用料等条例第6条	61405	30					